

親だからできること

～子どもの性的虐待がわかってから～



子どもの安全と安心

安定した生活環境をつくるためのガイドブック

はじめに

あなたは、最近になってお子さんが性的虐待にあっていましたことを知りました。そして加害者(虐待者)が身近な人であったことを知り、言葉では言い表せないほどの苦しみを感じていることだと思います。

信じられない…。

子どもの言っていたことを信じればいいのか、夫が言っていることが本当なのか…。

何かのまちがいではないかと何度も何度も考へているかもしれません。

夫と離れて暮らせば、経済的に今の生活ができなくなってしまう。

こんなことは誰にも話せない。

誰にも知られたくない。

私たち児童相談所はこれまでたくさんの性的虐待を受けた子どもたちに関わってきました。その中でわかつてきることは、たとえどんなに大変な状況であったとしても、**子どもを守る立場にいる家族の存在こそが、何より子どもの救いになっていたことです。**

しかし、子どもの立場に立つこと、そのことが今のあなたにどんなに大変なことか。あなた自身もとても傷ついていることを私たちは知っています。

このパンフレットは、あなたの混乱されている気持ちを整理し、不安を少しでも和らげることを願って作られました。子どもを性的虐待から守り、そして再び安心して暮らせるためにお役立てください。

目次

1 よくある質問 Q & A	2
2 子どもの心と体のこと	4
3 加害(虐待)を疑われる人のこと ..	7
4 これから的生活について	9
5 児童相談所について	10
○ 相談機関・窓口リスト	13



※ 本文中では読みやすさを考慮し、仮に、子どもにとっての虐待者(加害者)のことを父親と、非虐待者(虐待をしていないもう片方の親)を母親と想定して書いています。

1 よくある質問 Q & A

Q : 性的虐待がおきたことがどうしても信じられません。こんなことがおきるのは私たち家族だけでしょうか。

A : 当然のお気持ちです。もちろん、どの家庭にもおきると言うものではありません。しかし、一般に知られているよりも多くの子どもが性的被害に遭っています。

ある調査によると、小学校卒業までに性的被害を受けたと回答した女子は15.6%、男子は5.7%でした。さらに、性交をさせられそうになった、されたと回答したのは女子のうち0.9%でした。この数字は、決して、少ない数字とは言えないでしょう。

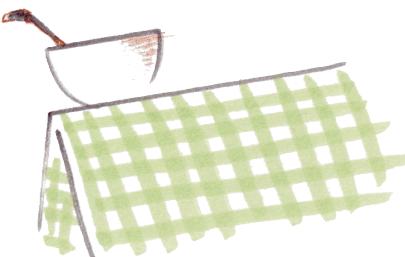
Q : どうしてこれほど長い間、母親である私に告白してくれなかつたのでしょうか。

A : 意外に思われるかもしれません、むしろ、母親に告白する例は少ないのです。

神奈川県児童相談所の調査でも、多くの場合が学校の先生などに打ち明けたことで性的虐待がわかるきっかけとなっていました。

子どもは、加害者(虐待者)から「ママに知られたら、家族がばらばらになってしまうよ、誰にも言ってはだめだよ。」と、性的虐待を秘密にしておくようプレッシャーをかけられています。このような加害者(虐待者)の「わな」にかけられた子どもは、どうしても母親には告白できないのです。

私たちの調査では、さらに被害期間がわかったケースのうち、3年以上被害を受け続けた子どもが36%でした。最も長い間、被害を受け続けた子どもは13年間でした。このことからも性的虐待がいかに周囲から発見されにくく、また目に見えないところで被害を受け続ける虐待であるかがわかっています。



Q : 考えてはいけないと思いつつも、子どもにも悪いところがあったのではないか、子どもの方も父親を利用していた一面があったのではないかと思ってしまいます。

A : この感情は多くの母親が体験するものです。決してあなただけではありません。子どもは長い間性的虐待を受け続けると、そのような生活が当たり前のことになります。加害者(虐待者)から脅かされ、誰にも被害を打ち明けられないでの、その中で生活を続けるためには虐待のある環境に順応するしかなかったのです。

子どもが加害者(虐待者)から物やお金を受け取ったこともあったかもしれません。しかし、これは加害者(虐待者)が子どもを「共犯者」に仕立てるため、他の人に性的虐待を話させないための巧妙な「わな」であったのです。子どもにはまったく責任はないのです。

Q : 同じ経験をした他のお母さん方は、どうしましたか？

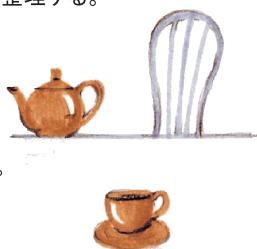
A : 私たちの経験でも性的虐待がわかってからその後、家族が安定して過ごすことができた場合と言うのは、母親が加害者(虐待者)との関係を整理して、子どもを守る立場を明確にしたときでした。

残念ながら、性的虐待があったことを認めることができなかったり、大したことではなかったと、母親が性的虐待を過小評価した事例も少なからずありました。私たちの調査では 20%弱の母親にそのような態度が見られました。

Q : 母親として何をしなければなりませんか。

A : あなた自身が大変な状況に置かれながらも、すでに子どもを守ろうと動き始めています。母親だからこそできることがあります。

- ① 子どもの話を真実として受け止める。なかつたことにしない。
- ② 子どもたちを守るためにどうしたらいいかを考える。
- ③ 加害者(虐待者)である夫、パートナーへの気持ちを整理する。
- ④ 児童相談所の担当者と連絡を取り、協力していく。
- ⑤ 子どもたちと安全に暮らすために必要な制度を知り、専門家を積極的に活用する。
- ⑥ 問題を一人で抱えこまない。責任を一人で背負わない。問題は必ず解決すると信じ、希望を失わない。



2 子どもの心と体のこと

Q：これまで子どもは元気で何事もなかったように過ごしています。心の傷は、どんな症状として現れますか？

A：不思議に思われるかもしれません、子どもは被害を受けている間はかえって問題となるような症状を示さないことがよくあります。言い換えれば、心が傷ついていることを身体や心が症状、問題という目に見える形で外に現すことすら安心して示すことができなかつたとも言えます。

PTSD(トラウマの後遺症)としては、眠れない、不安、突然忌まわしい記憶がよみがえってしまう、ボーッとしてしまう、虐待を思いださせる場所、人などを避けるなどはよく現れる症状です。小さい子どもなどでは自身の性器をいじるなどの行為が現れる場合もあります。

Q：子どもの心のケアはどうしたらよいでしょうか。

A：性的虐待を受けた子どもたちは、自分自身を大切に思う感情が低下しています。自分自身が汚れてしまったと感じていることがあります。また自分のせいでの性的虐待がおきていたと思っていることもあります。「あなたは汚れていない。」「他の子どもたちと何にも変わらない」「あなたのせいじゃない」「あなたはかけがえのない大切な存在である」ということを言葉や態度、行動にして伝えてください。

子どもに何より必要なことは、安全で安心できること、安定した環境、信頼できる人間関係におかれることです。人に傷つけられた子どもが回復するきっかけはやはり人しかありません。仮に問題となる症状、行動が出現したとしても、どこに相談すればよいかをわかっていることが大切です。心配な症状は児童相談所や医療機関に相談してください。

Q：性的虐待のことは、子どもとどのように話しをするのが良いのでしょうか。

A：一つの正解だけではありません。たとえば、こんな言い方が考えられます。「勇気を持って話してくれてありがとう。ずっと気づいてあげられなくてごめんね。あなたは全然悪くないんだよ。これまで、そしてこの先もどんなことがあってもあなたの責任じゃない。これからお母さんが責任を



もってあなたを必ず守ります。」と伝えてあげてください。そして、これからも何かあつたら「話すこと」がとても大事なことだと伝えてください。

仮に加害者(虐待者)が家から出て行ったり、子どもたちの方が一時保護所に来ることで加害者(虐待者)との距離ができたにしても、子どもたちの気持ちは複雑です。家族の様子を心配して「やっぱり虐待はなかった」と言う子どもたちもいます。長い間、加害者(虐待者)から「このことを話したらいいへんになる」と言われ続けてきたわけですから、母親がどんな気持ちか、家族がどうなるか不安でならないわけです。それぐらいなら、自分が言ったことはなかったことにして心配を解消してあげようと、子どもなりに思うからです。

子どもたちにはお母さんが「大丈夫」と言って、安心させてあげてください。

どういう被害にあってかを話してきた時は、「あなたは悪くない」という態度で聞いてあげてください。あなたの方から詳しく話を聞き出したり、それが本当かどうかを確認する必要はありません。子どもが話したいところまで結構です。聞いてあげてください。

Q：普段の生活の中で、子どもとどのように接すればよいのでしょうか。

A：これまで抑えてきた感情のふたが取れ、時には過度にベタベタしてきたり、甘えたり、時には攻撃的になってしまうことがあるかもしれません。さまざまな不安を訴えたり、一人になることを怖がることもあります。

甘えや、不安にはなるべく応えてあげることが大切です。攻撃的な態度については、そうなってしまう子どもの気持ちをよく聞いてあげてください。

次第に子どもたちは落ち着いてきます。
性的虐待というトラウマは、子どもの一部ですが、それだけではなく、健康などころ、強いところもたくさんあります。配慮すべきところと普段どおりでよいところを見極めて接することが大切です。



Q : できるなら全部忘れてやり直したいと思います。子どもにも早く忘れるようにと言ってもいいのでしょうか？

A : 性的虐待を記憶のかなたに追いやつて、なかつたことのように振舞うというのはほとんど不可能なことです。子どもたちだって忘れない。だけど忘れようと思っても突然忌まわしい記憶が脳裏をよぎります。あまりにつらい体験は「解離」と言って、意識から記憶や生々しい感情を切り離すことが心の中で起きる場合もあります。が、これは忌まわしい記憶を忘れたこととはまったく違います。

性的虐待は子どもにとっても、親にとっても忌まわしい記憶ですが、記憶を消すことはできません。あなたは子どもを守り、受けた被害に向き合い、心の傷の回復を図るカウンセリングやプレイセラピー、その他の支援を受けていこうとしています。記憶に翻弄(ほんろう)されないようになるためには、そのように現実に向き合うしかありません。

Q : 性的虐待のトラウマから子どもは回復できるのでしょうか？

A : 性的虐待を受けたことによる子どもの心身に与えた影響は決して軽いものではありません。この先、たくさんの困難があるかもしれません。しかし、回復し、大人になって普通どおりの生活を送っている方もたくさんいます。最近は、回復した人の手記なども本になっています。参考になるかもしれません。

決して簡単な道のりではないかもしれません、あなたの大切な子どもは必ず回復していきます。そして、家族をつくり、幸せに暮らすことができます。

確かに性的虐待を受けた子どもの中には、再び被害を受けやすい心理状態があることは、「再被害化」という言葉で言われています。

どのくらいの率で子どもたちが再び被害にあっているのかはよくわかっていないませんが、性的虐待を受けた子どもの中には、
親密な人間関係には必ず性的な関係が伴うものと思い込まれているため、無意識のうちに性的な関係に至ってしまう場合があります。

性的な関係によらなくても、人との親密な関係が結べること、人と付き合うときには適切な距離(境界)をとることを教えていくことが大切です。



3 加害(虐待)が疑われる人のこと

Q：夫は反省してもう一度やり直したいと言っています。

A：周りの親族や友人、知人も同じように許してあげたらと言ってくるかもしれません。しかし、加害者(虐待者)が反省することと子どもの安全を確保すること、再び加害者(虐待者)が子どもと一緒に暮らすこととは全く別なことです。

加害者(虐待者)は反省すべきですし、自分の行った行為の責任を取るべきです。しかし、加害者(虐待者)の行為は取り返しのつかない行為です。たとえ「もう二度としない」と言っても、子どもが加害者(虐待者)と再び顔を合わせることは、再び被害を受けることに等しいことを十分理解してください。加害者(虐待者)の言葉を信じて、子どもたちが家に戻り、再び性的虐待が繰り返された手痛い失敗を児童相談所は経験してきています。

反省するなら言葉だけでなく、あなたと子どもたちが今までどおりに生活できるように加害者(虐待者)が家を出る、児童相談所の指導に従う、治療に通うなど、行動で示してもらわないといけません。ただし、治療を受けることは再び他の被害者を出さないためで、加害者(虐待者)が再び家族と生活することには直接はつながりません。

Q：実は夫から私も暴力被害を受けています。この先もメールや電話で脅かされたり、つきまとわれるのではないかと心配です。

A：平成16年児童虐待防止法の改正に伴い、子どもの目の前でDVが行なわれることは心理的虐待と定義されるようになりましたが、平成13年の財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」の調査によると以下のようなデータがあります。すなわち、DV被害を受けていた母親834人の中で、子どもがいると回答した人は531人(64%)、その内、362人(68%)の方が子どもへの虐待があると回答したとしています。DVについては県(配偶者暴力相談支援センター)や市町村等の女性相談担当窓口を通して、一時保護等の配偶者暴力防止法に基づく支援内容について相談することができます。また、接近禁止命令や退去命令などの保護命令の対象となる場合、あなたに接触することを目的に子どもにつきまとう行為の禁止を求めるることもできます。保護命令については、配偶者暴力相談支援センター及び警察が相談の窓口となります。

Q : 離婚を考えていますが、相手が了解してくれるかわかりません。

A : 離婚には協議離婚、調停離婚、裁判による離婚の 3 種類の方法があります。相手が離婚に応じてくれない場合は、家庭裁判所が間にります。これを調停と言います。調停で折り合いが付かない場合は、裁判になります。
離婚に伴って子どもの親権はどちらの親が持つのか、養育費はいくら支払われるのか、面会はどうするのか、財産分与、慰謝料…、決めなくてはいけないことがたくさんあります。特に性的虐待の場合、虐待者と子どもたちとの面会交渉は慎重に約束させなければなりません。弁護士など専門家と相談しながら前に進みましょう。

Q : 父親を警察に訴えたいと思います。

A : 加害者(虐待者)の行為は犯罪です。強姦罪、強制わいせつ罪、児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反などが該当します。

加害者(虐待者)を非虐待者の親や子ども自身が訴えることを「告訴する」と言います。告訴すると、警察が子どもから事情聴取を行うことになります。その後、更に検察官による事情聴取、裁判へと進みます。

児童相談所ではなるべく子どもに負担にならないよう、何度も事情聴取されないで済むように、子どもと事実確認をした時の面接を録画し、残すようにしています。そうすることで警察にできるだけ事情聴取の回数を減らすなどの配慮をしてもらうよう働きかけています。

また、告訴するか、しないかを子ども自身が正確な知識をもって判断できるように、児童相談所は、弁護士と相談する機会を提供することもできます。

Q : きょうだい間の性加害・被害が疑われるとき、どうしたらいいでしょうか。

A : きょうだい間の性加害・被害が疑われた場合、母親としてのあなたの苦しみはとても深いと思います。この場合、加害も被害もともにわが子なので母としてわが子にどう関わればよいか、悩んでいることでしょう。まずは、それ以上の被害を食い止めるためにはどうしたらよいか、これ以上の加害を加えさせないためにはどうしたらよいか、考えてきましょう。

児童相談所もあなたと共にどうすればよいか、一緒に考えながら、お手伝いしていきます。



4 これからの生活について

Q : 離婚すると経済的に苦しくなります。

A : 離婚の経済的な影響は確かに深刻な問題です。

加害者(虐待者)からの慰謝料、民事的な賠償、養育費などが得られればまだしも、難しい場合も少なくありません。

どのような援助を受けることができるか、市町村の担当者と相談することが必要です。そこでは、児童扶養手当や生活保護受給について、母子生活支援施設の利用などについても相談することができます。

Q : 子どもが通う学校にはどこまで話す必要がありますか？

A : 学校には守秘義務という秘密を守らなければいけない義務が課せられていますので、秘密が他の子どもや他の家庭にわかることはありません。学校での子どもの様子、加害者(虐待者)の動きなどを考えると、事情を知ってもらつたうえで関わってもらうことが大切です。しかし、誰にどこまで知つてもらうかは、個別に考えていった方がよいことです。

Q : 子どもの兄弟、姉妹にはどんな対応をすればよいのでしょうか。

A : きょうだいが被害を目撃していたり、あるいは被害を受けていた子どもから打ち明けられていたりすることもあります。たとえ、直接被害を受けていないとしても何らかの傷つき、不安を抱えている可能性があります。

虐待を受けていた子どもを守る時には、当然きょうだいにも影響が生じます。時には住み慣れた家を出たり、友達と会えなくなることもあるかもしれません。子どもたちには、今何がおきていて、これからどうなっていくのかを納得がいくように説明することが必要です。どのように兄弟、姉妹に話していくか、その点も一緒に考えていきましょう。

中には「寝た子を起こすことになるのでは？」と思われる方がいるかもしれません、家庭内の暴力、虐待にさらされた子どもたちは、子どもたちなりにいろんなことを疑問に思っています。また全然説明がないのを不思議に思っています。小さい子どもには小さい子なりにわかるように説明してあげることが大切です。

5 児童相談所について

Q : 児童相談所は、なぜ私たちにかかわるのですか。

A : 神奈川県には児童相談所が5つありますが、児童相談所の仕事は、児童福祉法という法律に基づいています。児童相談所には、児童福祉司（ケースワーカー）、児童相談員、児童心理司、保健師、児童精神科医など子どもの支援を専門とする職員が働いています。

子どもの障害のことや不登校など、ご家族からの求めに応じて相談をお受けする場合と「児童虐待防止法」といった法律に基づいて、子どもへの虐待のことご家族にかかわっていく場合とがあります。

性的虐待は児童虐待にあたるので、後者になります。相談、援助、治療ばかりでなく、法律に基づいて子どもを保護する、親権の一時停止を求める措置をとるなど、強制力を伴う動きを児童相談所が行なっています。

しかし、「子どもの安全と安心、安定した生活環境づくり」は児童相談所の一方的な指導だけでは十分ではありません。

たとえ法律に基づいたかかわりであっても、児童福祉司ら担当者は、母親と協力して子どもたち、ご家族全体の幸せを築いていきたいと思っています。



Q : 一時保護所のことを教えてください。

A : 一時保護所とは、子どもたちが一時的に生活する場所です。利用する理由は、虐待ばかりでなくさまざまです。入所している子どもたちの年齢も幼児から高校生まで幅があります。

子どもの虐待が理由の場合は、調査の間、また家庭で「子どもの安全と安心、安定した生活環境」が確保されるまで、また、その準備に必要な間、入所します。

子どもたちも突然初めての場所に来て、いろいろな不安を感じています。そのため児童指導員、保育士など専門のスタッフが、子どもたちをサポートします。食事は栄養士が栄養価に配慮したおいしい料理を提供します。部屋についても、子どもたちの様子や年齢に配慮して決めています。勉強もスポーツも一時保護所の中で指導します。病院にかかるないといけない時は、職員が付き添って受診できます。

非虐待者の親の立場であっても、子どもへの面会が制限されている場合もあると思います。子どもたちのことを一番に考えてのことですので、担当の児童福祉司と面会、連絡についてはよくご相談ください。

一時保護所を利用する期間は2ヶ月を超えてはならないとされていますが、必要な場合は延長することができます。その後、家庭に戻れる場合もあれば、里親家庭や児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホームなど子どもの施設を利用する場合もあります。

おわりに

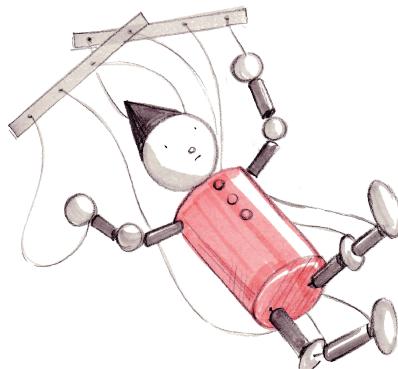
場合によっては非虐待の立場の親であっても、何も事前に告げられず、突然子どもが一時保護所に保護されたような形で児童相談所がかかわることになっていたかもしれません。またはお母さんが自らの意志で、児童相談所に来られ、相談、子どもの一時保護を求めてきたかもしれません。

お母さん方の中には児童相談所に対してさまざまなもの、お気持ちがおありと思います。ですが、児童相談所は子どもたちの幸せを願うということにおいて、ご家族の皆様と全く同じ目標を持っています。

神奈川県中央児童相談所には虐待対策支援課があります。性的虐待ケースに多く関わってきた職員とあわせて児童精神科医、弁護士などが嘱託として配置されています。

虐待対策支援課に直接面接や相談をご希望される場合は、担当の児童福祉司を通じて希望をお伝えください。

私たちの作成したこのパンフレットが少しでもお役に立てば幸いです。



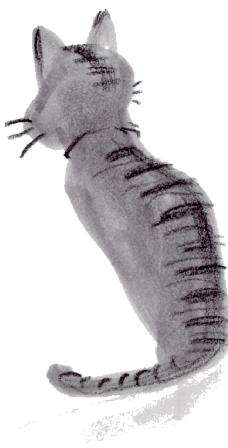
○相談機関・窓口リスト

(平成 24 年 11 月 1 日現在)

関係機関	連絡先	相談日・時間	備考
児童相談所			
市町村 課・係			
保健福祉事務所			
警察署			
子ども家庭110番 (神奈川県)	0466-84-7000	毎日 9:00～20:00	
子ども・人権ホットライン (神奈川県)	0466-84-1616	毎日 9:00～20:00	
かながわ犯罪被害者 サポートステーション	045-311-4727	月～土(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00	
NPO 法人 神奈川被害者支援センター	ハートライン神奈川 045-328-3725	月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～16:00	性被害専用
認定 NPO 法人 子ども虐待 ネグレクト防止ネットワーク 虐待相談かながわ	0463-90-2260 事務局 0463-90-2715	月・水(祝日を除く) 10:00～13:00	
社会福祉法人 子どもの 虐待防止センター	03-5300-2990	平日 10:00～17:00 (祝日を 土 10:00～15:00 除く)	
横浜弁護士会 子どもの人権相談	045-211-7700	予約受付時間 月～金 9:30～17:00 相談日時 火(要予約)13:15～16:15	面談予約優先、 電話相談は当日 空きがあれば可
法テラス神奈川	0503383-5360	平日(土日、祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00	
法テラス 犯罪被害者 支援ダイヤル	0570-079714	平日 9:00～21:00 土 9:00～17:00	
こころの電話相談 (県精神保健福祉センター)	0120-821-606	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～21:00(受付 20:45まで)	県内からの み通話可能
配偶者暴力相談支援センター かながわ県民センター窓口	045-313-0745 045-313-0807	月～金(祝日の金曜、年末年 始、休館日を除く) 9:00～21:00	面接相談は 17 時まで
配偶者暴力相談支援センター かながわ女性センター窓口	0466-27-9799	火～日 9:00～12:00／13:00 ～17:00 木は 12:00 まで	祝日の火～ 木は休み

* 相談内容、相談時間等変更している場合もありますので、直接お確かめの上、ご利用ください。

○ MEMO ○



神奈川県児童相談所

(平成24年度版)